

大津事件と山田顕義

日大生産工 ○高澤 弘明

1 はじめに

1891(明治24)年5月11日に発生した大津事件では、明治政府が被告人の刑罰をめぐって、担当判事に判決内容の干渉を行っている。このような行為は『司法権の独立』の侵害にあたり、立憲国家としては忌避されるべき行為である。当時の大審院院長(現在の最高裁長官)であった児島惟謙(1837-1908)は、政府の干渉行為に対して強く抵抗し、判事らを護ったことで知られている。そのため、現在、大津事件は『司法権の独立』が護られた古典的事例として扱われ、児島の対応については、今もって一定の評価がなされている。

ところで興味深いのが、当時の司法大臣であった山田顕義(1844-1892)のこの事件での対応である。この時、山田も内閣の一員として判事らに干渉しており、まさしく『司法権の独立』を侵害したのだが、実はこの山田こそが明治政府にあって日本法の近代化に尽力し、なおかつ『司法権の独立』の保障に腐心した人物だったからである。そのため、なぜ山田が判事らに干渉したかの背景については、これまで多くの見解が示されてきたが、一般的には、山田は内閣の一員として、その意に反して干渉したとする見方がとられている。とはいえ、かつて山田は内閣の方針と違えても、あえて『司法権の独立』のために主張し、それを実現させたこともある(1)。そのため私見としては、なぜ山田が大津事件に限って干渉行為を行ったのかについて、これまでの一般的見解では不十分と考えていた。そこで本報告では、先行研究を参考にしながら、山田がそのような行為をとった背景の、更なる考察を試みることを目的とする。

2 『司法権の独立』と山田顕義の取り組み

『司法権の独立』の定義について、現在の標準的な憲法のテキストでは「司法権が立法権・行政権から独立していること」、そして「裁判官が裁判をするにあたって独立して職権を行使すること」とされている(2)。また当

時の明治憲法に関する半公権的註釈書でもある『憲法義解』でも「裁判の公正を保たむと欲せば、裁判官をして権威の干渉を離れ、不羈の地に立ち、勢位の得失と政論の冷熱を以て牽束を受くることなからしむべし」(3)としている。この点、山田が『司法権の独立』を体系的に述べた文書は管見の限り見出すことはできなかったが、西欧的近代法の導入にあたって、当時、審議されていた各種の法案の議事録に山田の『司法権の独立』に関する説明が記録されている。特に知られているのが、裁判所構成法案に関する明治22(1889)年6月13日の枢密院会議での山田の説明である。当初、山田が作成した法案には「裁判所ハ独立ニシテ法律以外ノ権力ニ服従スルコトナシ」とする『司法権の独立』を謳った条文があったが、枢密院の審査会で削除されたため、山田は本会議で猛抗議を行っている。議事録によると、山田は削除された条文について「是非トモ旧ニ復セラレタシ」とした上で『司法権の独立』の意義について力説しており、「其ノ独立ト云ヒ法律外ノ権力ニ服従セスト云フモ、裁判官カ己レノ良心ニ問フテ他ヨリ牽制セラルハコトナク、忌憚ナク裁判スルト云フコトニシテ、此ノ事ハ裁判官ノ位地ニ最モ必要ノコトハス」(4)と述べている。さらに山田は続けて「裁判官ノ独立ト云フハ、独り行政官ニ対スルノミナラス裁判所中ニモ局長アリ部長アリ。裁判官カ裁判ヲ為スニ当テ、仮令ヒ是等ノ局長部長ヨリ注文アルモ、或又司法大臣ヨリ如此キ注文アルモ、夫等ニ対シテ己レノ意思ヲ枉ケス自ラ信スル所ニ依テ裁判スルニアリ。若シ此ノ独立ナキトキハ裁判官ハ他ノ文官ト異ナルコトナシ」(5)と、山田は裁判官にあっては監督官庁の司法省、延いては司法大臣はもちろんのこと、直属の上司からの影響を受けてはならないとするなど、現在の憲法のテキストと比べても遜色のない説明内容となっている。そしてこのような『司法権の独立』に対する山田の姿勢は、大津事件の発生する4か月前の1891年2月9日の閣議でも確認できることから(6)、大津事件で行った

山田の判事らに対する干渉行為は、彼の意図せざる行為であったことは想像に難くないといえよう。

3 大津事件と山田顕義の言動

では、なぜ山田は大津事件で意図しない干渉を行ったのであろうか。そもそも干渉行為の目的は、皇太子の遭難によって態度を硬化したロシア側を宥めるため、明治政府が決断した窮余の策である。山田は不本意ながらも、閣僚として同調したと理解するのが一般的である。ともかく、世界最大規模の陸軍を擁するロシアの皇太子が、警護役に襲われるという失態は、日本全体を一種のパニック状態に陥れ、山田自身も皇太子遭難の連絡を受けて、「露国より賠償として、まさか九州を要求する様の事はなかるべきも千島位は要求するやも計り難し、実に一大国難なり」(7)と述べたという。このような国家緊急事態に直面して、明治政府が真っ先に考えたのは、ロシア側の感情をなだめることであり、その最善策が犯人の厳罰、つまり死刑だったのである。ところが犯人を死刑にするには、法律上の大きな壁が立ちはだかっていた。当時の刑法（明治13年・太政官布告第36号）292条には「予メ謀テ人ヲ殺シタル者ハ謀殺ノ罪ト為シ死刑ニ処ス」の規定はあったが、これは殺害の目的が達した場合の規定であり、大津事件では皇太子は生存しているため、この292条を適用しての死刑はできない。そこで明治政府が望みをかけたのが116条の適用である。116条は「皇室ニ対スル罪」で「天皇三后皇太子ニ対シ危害ヲ加ヘ又ハ加ヘントシタル者ハ死刑ニ処ス」とあり、皇太子に危害を加えようとしただけで、死刑を認める条文である。しかしながらこの116条は冒頭の文言に「天皇」としてあるように、日本の皇室に対する加害行為を前提にしたもので、外国の皇室まで想定したものではなかった。このようにロシアの皇太子に重傷を負わせた大津事件の犯人に対して、116条を適用することは法解釈上難しく、大審院院長の児島や当時の司法関係者の多くがそのように理解をしていた。しかし明治政府は、この116条でいう「皇太子」の文言に、外国の皇太子も含まれるとする類推解釈をして、大津事件の犯人に死刑を下させようと決断したのである。これは「刑罰は法律の定めがなければ罰してはならない」とする、近代刑法の大原則である「罪刑法定主義」を侵すものである。児島の証言によれば、当時の首相松方正義（1835 - 1924）が「今は露国皇太子にして、他日は其の皇帝陛下なり。然るを通常法律を以て処分するときは、露国の感情を損じ我国家に大事を起すは必定に付、内閣は我皇族に対する、則ち刑

法第百十六条の犯罪を以て処分する事に評議せり」(8)と告げ、これに児島が異議を唱え、松方が「抑国家あつての法律なり。国家より法律の重き謂われは無かるべし。故に法律の文字は如何なるも、場合によりては法律を顧みず、国家を維持するの道緊要なるべし」(9)と言い放ったことは有名なエピソードである。山田も閣僚として、このような内閣の意向に終始従うことになる。事件翌日に開かれた司法官僚と検事らとの合同会議は3時間にわたり、出席者の殆どが116条の適用の不当性を主張するなか、山田はただ一人反駁し、少しの譲歩も見せなかったと(10)。ただ、事件発生からの2日後にあたる13日に、児島が山田に再面会した際、児島が大審院での裁判官会議でも116条の適用は難しいという結論に至ったことを報告したところ、山田は「裁判官に於て、其法文を固執して内閣の苦心を容れざる時は、内閣は不満のみならず、如斯国家の大事を裁判官に一任する訳に至らず、戒厳令を発し、臨機の措置を為すの議起るべし。実に困り果たるものなり」(11)と、裁判官が反対した結果、内閣が戒厳令という超法規措置をとって、事件の処理を強引に行う可能性を危惧する発言をしたとされる。これは山田が、116条の適用に強硬な内閣と、それを不当とする司法関係者との板挟み状態にあった苦衷の吐露といえよう。この山田の苦境については、法制官僚の尾崎三良（1842 - 1918）も証言している。尾崎によれば山田は「君等の論固より正理なり。予も亦大体同意なり。然れども内閣に於ては其論に応ずるもの甚だ少きを苦心す」(12)と、述べたという。このように山田は、内閣の方針とする116条の適用には、本心では認めていなかったが、内閣の一員として同調せざるを得なかったのである。その後も山田は本心を押さえ続け、18日に犯人の裁判を担当する4名の判事に面会をして116条の適用を要求し、さらに25日には法廷の置かれた大津まで乗り込み、116条の適用をなおも渋る判事らの説得を試みるのである（この25日の山田の説得は、児島の指示により判事らが面会を拒否し失敗に終わる）。

4 山田顕義の言動の背景

116条の適用が無理なものであり、さらにそれを判事らに要求することが『司法権の独立』に反することも理解していながら、なぜ山田はそのような行動に出たのであろうか。一般的な理解としては、上述のような司法大臣という内閣の閣僚としてやむを得ないものであり、山田は一種の板挟み状態にあったとする見方がある。しかしながら私見としては、これまでの山田の『司法権の独立』に対する

姿勢を考えると、このような理解にはやや具体性に欠ける印象をもつ。そこで本項では、山田がなぜ『司法権の独立』を侵害するような行動をとったかの背景について、ここで若干の考察を試みたい。と、いうのも、現在、先行研究のなかには、山田がそのような行動をとらざるを得なかった理由として、興味深い2つの指摘がなされているからである。1つが国際法学者の田岡良一氏が唱える見解で、田岡氏によるとロシア皇太子の来日前、外務大臣の青木周蔵(1844 - 1914)とロシア公使シェービッチ(1839 - 1906)の間で、万が一皇太子に危害が加えられた場合、116条を適用するという密約(国際的合意)があったことが内閣の強硬姿勢の要因であったとしている。この密約の存在は伊藤博文(1841 - 1909)の証言に基づくもので、伊藤によると事件発生直後にシェービッチに会った際、シェービッチが「日本政府が皇太子一行の安全を保証して置きながら、その不注意によって異常の事変を生ぜしめたことを、痛烈に批判し、また青木、山縣、山田に照復または応答した事を陳べ立てた」と(13)、述べたことによる。そして田岡氏によれば「ロシア公使は法相山田顕義や、その時の首相山県有朋にも念を押した形迹がある」とし、「故にわが国としては、この約束の存在を否定して、責任を逃れることは不可能」(14)であり、山田の裁判官の説得行為はロシア公使との国際的合意に基づくものであつとする。そしてもう1つの見解としては、新井勉日本大学教授の、116条の適用には明治天皇の意向が働いていたとするものである。新井氏によれば、田岡説のいう密約はあったとしても、それは国際的合意には至っていないシェービッチとの口約束に過ぎず、もし山田への念押が事実であれば、山田は刑法改正の動きに出ていたはずと述べられている(15)。因みに報告者も、山田もしくは明治政府が刑法改正を行おうとした事実の有無について、公文書等で調査をしたが、そのような形跡を確認することができなかった。

このように新井氏は田岡説を否定した上で、明治天皇の意向が、116条の適用の主要因であったと指摘されている。その根拠としては、天津事件の発生直後、明治天皇は京都に滞在しており、それに付き従った政府高官の野村靖(1842 - 1909)の、東京の松方に宛てた電文内容をあげている。それによると電文には「津田ヲ死刑ニ処スルコトハ陛下ヨリ直チニ三好へ御命令アリ依テ大審院判事へモ亦其思召ヲ貫徹セシム様御尽力アリタシ」とあり、このような明治天皇の死刑を求める意向が、政府による116条の強引な適用に影響を与えていたとされる。なお、この電文とは別に、報告者の調査でも、明治天皇が犯人に対して厳しい態度で臨んでいたと思われる史

料をみている。その史料では、裁判の結果、犯人が116条を適用されずに無期懲役になったことに対し、明治天皇が「驚愕」したことを記した史料で、当時、皇太后宮大夫であった杉孫七郎(1835 - 1920)が井上馨(1836 - 1915)に宛てた書簡のなかに書かれている。それによると「京都ニテノ尽力伊藤ノ苦心了察 露皇太子発艦無事結局メダタシ 大津裁判意外ノ成行聖上初メ松方等モ驚愕 露公子憤怒 西郷・山田大津出張手落ナキ筈 青木ノコト取運ビ次官マデ免官ヲ露公使希望」(16)とある。このような史料に基づく新井説の論旨から、犯人への116条の適用は、明治天皇の意向が作用したものであり、もし、このように解されるのなら、山田の行動背景には単に内閣の一員というよりも、国家元首としての明治天皇の意向を汲んだものであつたとも理解することができよう。

5 まとめ

以上のように、山田が大津事件で『司法権の独立』を侵すような干渉行為に出た背景については、犯人への116条の適用には明治天皇の意向があつたとする新井説の論旨に基づき検討を行ったが、明治天皇がそのような意向をもっていたとすれば、報告者の見解としても、当然山田の行動に大きな影響を及ぼしていたと考えられる。山田の干渉行為が内閣の一員だったからとするよりも、天皇の意向があつたからとする方が無理がない。問題は、これらの史料のいうように、本当に明治天皇がそのような判断を示したかである。西欧型立憲君主制を目指していた当時であつては、いくら硬化したロシア側の感情を宥めるためとはいえ、国家元首が立憲国家主義上の原則を破る行為に出たとは、俄かに信じがたいからである。これについては公文書や関係者の書簡のさらなる調査を行い、状況証拠をもう少し積み重ねる必要があるように思われる。

いずれにしても山田の大津事件での干渉行為を考える上では、明治天皇の存在が大きく、そのことを指摘した新井氏の論旨は非常に興味深いものがある。天津事件における山田の言動を考察する上で、今後の研究課題としたい。

《引用文献》

- (1) 高澤弘明『山田顕義と帝国議会議事堂火災事件』第42回(平成21年度)日本大学生産工学部学術講演会報告要旨
- (2) 芦部信喜、高橋和之補訂『憲法』第5版(岩波書店・2011年)345頁。
- (3) 伊藤博文、宮沢俊義校註『憲法義解』岩波文庫(岩波

- 書店・2005年) 95頁。
- (4) 「枢密院会議筆記・一、裁判所構成法議事筆記」国立公文書館（[請求番号] 本館-2A-015-08・枢D 00010100、[マイクロフィルム] リール番号: 003000、開始コマ: 0301）、2コマ目以下。
 - (5) 前掲「枢密院会議筆記」2コマ目以下。
 - (6) 高澤、前回報告要旨。
 - (7) 倉富勇三郎「裁判所構成法施行前後の回顧」法曹会『法曹会雑誌』17巻11号（1939年）38頁。
 - (8) 児島惟謙、家永三郎編注『大津事件日誌』東洋文庫（平凡社・1975年）127頁以下。
 - (9) 児島、前掲日誌、129頁。
 - (10) 児島、前掲日誌、129頁以下。
 - (11) 児島、前掲日誌、130頁。
 - (12) 尾崎三良『尾崎三良自叙略伝』中巻（中央公論社・1977年）267頁。
 - (13) 平塚篤編『伊藤博文秘録』（春秋社・1929年）4頁、田岡良一『大津事件の再評価』（有斐閣・1976年）72頁、148頁。
 - (14) 田岡、前掲再評価、148頁。
 - (15) 新井勉『大津事件』（批評社・2014年）106頁以下。
 - (16) 国立国会図書館・憲政資料室所蔵『井上馨関係文書』第27冊・資料番号532-3、伊藤之雄『明治天皇』ミネルヴァ日本評伝（ミネルヴァ書房、2006年）305頁。